○国税庁告示第十号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十八年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、平成三十二年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日　　国税庁長官心得　藤井　健志

別表第一号チの次に次のように加える。

リ　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書

ヌ　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第四十六条の三第二項の規定により提出する申請書

○国税庁告示第十一号

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第1号の2書式備考4の規定により、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者が、国税通則法施行規則第二条第二項第二号の規定により作成する納付書の書式を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　　国税庁長官心得　藤井　健志

国税通則法施行規則別紙第1号の2書式備考4に規定する国税庁長官が定める納付書の書式は、国税通則法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者が、国税通則法施行規則第二条第二項第二号の規定により、次の一に掲げる事項の情報を記録した二次元コードを用いて、納付受託者が備える機器により次の二に掲げる事項を表示して出力した書面とする。

一　二次元コード記録情報

イ　一連番号

ロ　税務署番号

ハ　氏名又は法人名

ニ　住所又は所在地

ホ　税目番号

ヘ　納期等の区分

ト　納付税額

二　書面に表示する事項

イ　「納付書」の文字

ロ　一連番号

ハ　税目番号

ニ　納期等の区分

ホ　納付税額

○厚生労働省告示第百九十三号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第六条第一項の規定に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針（平成二十四年厚生労働省告示第五百五十九号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年三月三十一日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
はじめに 1　（略） 2　方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成25年度から平成30年度までの６年間とする。 ただし、この基本方針の内容は平成24年の法改正を前提とするものであることから、高年齢者の雇用の状況や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。	はじめに 1　（略） 2　方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成25年度から平成29年度までの５年間とする。 ただし、この基本方針の内容は平成24年の法改正を前提とするものであることから、高年齢者の雇用の状況や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。

○厚生労働省告示第百九十四号

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第五十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第14の２　就労定着支援 1　就労定着支援サービス費（１月につき） イ～ハ　（略） 注１～５　（略） 6　指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第118条の３第５項第１号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同条第１項に規定する障害者職場適応援助コース助成金の申請を行った場合は、当該	第14の２　就労定着支援 1　就労定着支援サービス費（１月につき） イ～ハ　（略） 注１～５　（略） 6　指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第118条の３第２項第２号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同項に規定する障害者雇用安定助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を